

令和 9 年度 栄徳高等学校常勤講師募集要項

1 職 種

愛知享栄学園 栄徳高等学校 常勤講師

2 教科及び採用人数 国語 1 名

3 受験資格

- (1) 高等学校の教員免許状を取得した者
- (2) 令和 9 年 4 月 1 日より勤務可能な者
- (3) 心身ともに健康な者

4 応募手続

(1) 受付締切日

令和 8 年 10 月 30 (金) 必着または持参

(持参の場合は事務室へ提出。平日の午前 10 時から午後 4 時まで)

(2) 提出書類

① 自筆履歴書

(特技や資格などすべての欄を記入し、写真は 3 ヶ月以内のものを添付)

② 卒業(見込)証明書、大学院生は修了(見込)証明書

③ 成績証明書(大学院修了者は、学部と大学院の両方)

④ 高等学校教員免許状の写しまたは免許状取得見込証明書

※応募書類は返却いたしません。

(3) 提出書類の郵送先(封書には必ず「教員採用応募書類」と朱書きすること)

〒480-1103 長久手市岩作三ヶ峯 1-32

栄徳高等学校 教頭 井上 智広 宛

TEL (0561) 62-5000

5 選考方法

(1) 第 1 次選考(書類審査)

第 1 次選考の結果は、書面で連絡いたします。

(2) 第 2 次選考(面接)

① 選考日時 第 1 次選考の結果とともに書面で連絡いたします。

② 場 所 栄徳高等学校

第 2 次選考の結果は、書面で連絡いたします。

6 給与、勤務条件(令和 8 年 4 月現在)

(1) 勤務内容 授業、校務分掌(正担任、部活動顧問は含まれません)

(2) 本 俸 大学新卒 22 歳 226,800 円

(3) 手 当 扶養手当、住居手当、通勤手当

(4) 賞 与 支給あり

(5) その他 各種保険

休日：日・祝日、第 2・4・5 土曜日、夏季・年末年始 他

7 特記事項

- ・ 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・ 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は次ページ参照条文をご参照ください。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十條第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。